

平成 2 3 年

第 2 回市議会定例会 議案第 8 号

函館市税条例の一部改正について

函館市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 3 年 6 月 3 0 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市税条例の一部を改正する条例

函館市税条例（昭和 2 5 年函館市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

附則第 7 条の 3 の 2 の次に次の 1 条を加える。

（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間の特例）

第 7 条の 3 の 3 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成 23 年法律第 2 9 号）第 1 3 条第 1 項の規定の適用を受けた場合における前 2 条の規定の適用については，附則第 7 条の 3 第 1 項中「租税特別措置法第 4 1 条または第 4 1 条の 2 の 2 」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成 2 3 年法律第 2 9 号）第 1 3 条第 1 項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第 4 1 条または同項の規定により適用される租税特別措置法第 4 1 条の 2 の 2 」と，「法附則第 5 条の 4 第 6 項」とあるのは「法附則第 4 5 条第 2 項の規定により読み替えて適用される法附則第 5 条の 4 第 6 項」と，前条第 1 項中「租税特別措置法第 4 1 条または第 4 1 条の 2 の 2 」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 1 3 条第 1 項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第 4 1 条または同項の規定により適用される租税特別措置法第 4 1 条の 2 の 2 」と，「法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」とあるのは「法附則第 4 5 条第 2 項の規定により読み替えて適用される法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」と，同条第 2 項第 2 号中

「租税特別措置法第 4 1 条の 2 の 2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 1 3 条第 1 項の規定により適用される租税特別措置法第 4 1 条の 2 の 2」とする。

附則第 8 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第 8 条の 3 法附則第 5 6 条第 1 項 (同条第 2 項において準用する場合を含む。) の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 3 1 日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所および氏名または名称ならびに当該納税義務者が令附則第 3 3 条第 1 項第 3 号から第 5 号までまたは第 3 項第 3 号から第 5 号までに掲げる者である場合にあつては、同条第 1 項第 1 号もしくは第 2 号または第 3 項第 1 号もしくは第 2 号に掲げる者との関係

(2) 法附則第 5 6 条第 1 項に規定する被災住宅用地の上に平成 2 3 年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者および家屋番号

(3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第 5 6 条第 1 項 (同条第 2 項において準用する場合を含む。) の規定の適用を受けようとする土地を法第 3 4 9 条の 3 の 2 第 1 項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由

(4) その他市長が必要と認める事項

2 法附則第 5 6 条第 1 項 (同条第 2 項において準用する場合を含む。) の規定の適用を受ける土地に係る平成 2 4 年度から平成 3 3 年度までの各年度分の固定資産税については、第 5 4 条第 3 項および第 4 項の規定は適用しない。

3 法附則第 5 6 条第 4 項に規定する特定被災共用土地 (以下この項において「特定被災共用土地」という。) に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第 4 項に規定する特定被災共用土地納税義務者 (以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。) の代表者が

毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

- (1) 代表者の住所および氏名
- (2) 特定被災共用土地の所在，地番，地目および地積ならびにその用途
- (3) 特定被災共用土地に係る法附則第56条第3項に規定する被災区分所有家屋の所在，家屋番号，種類，構造および床面積ならびにその用途
- (4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所および氏名ならびに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合
- (5) 法附則第56条第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合および当該割合の算定方法

附 則

この条例中附則第8条の2の次に1条を加える改正規定は公布の日から，附則第7条の3の2の次に1条を加える改正規定は平成24年1月1日から施行する。

(提案理由)

地方税法の一部改正に伴い，東日本大震災の被災者に対する個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期間の特例および被災住宅用地に係る固定資産税の特例を受けようとする場合の申告等の手続に関する規定を整備するため